

確定申告が 始まります

◆問い合わせ
税務課市民税係（名寄庁舎2階）
☎01654③2111(内線3201~3203)

所得・消費税などの 確定申告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口にて持参、または、郵送でお早めに提出ください。
また、便利なe・Taxをご利用ください。



確定申告指導・申告書の受付期間

- 所得税 2月16日(火)～3月15日(火)
- 贈与税 2月1日(月)～3月15日(火)
- 消費税等 3月31日(木)まで

申告会場・時間

名寄税務署2階会議室
9時～17時(土・日・祝日を除く)
☎01654②2157

所得税の確定申告が必要な方



- ① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方(公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合)、確定申告不要ですが、市民税の申告が必要な場合があります
- ② 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える方
- ③ 給与を2力所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える方
- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする方
- ⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り返すことができる損失がある方

住民税の申告

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内はがき」で相談日をご案内します。で、「案内はがき」と関係書類を持参してください。「案内はがき」が送付されなかった方でも申告の必要がある場合は来庁ください。

申告受付期間

2月16日(火)～3月15日(火)

申告場所

- 税務課市民税係 (名寄庁舎2階)
- 地域住民課総務・税務係 (風連庁舎1階)

※申告の受付は土・日・祝日を除く

※申告受付資料などの都合により、住所が「名寄市風連町」の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。

申告に必要なもの

- ① 案内はがき、印鑑
- ② 給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金等の支払調書
- ③ 営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書(なお「案内はがき」が届いていない場合は税務署での申告をお願いします)
- ④ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書

住民税の決定について

今回の申告により平成28年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。



マイナンバーの記載について

平成29年に行う申告からマイナンバーの記載が必要になります。

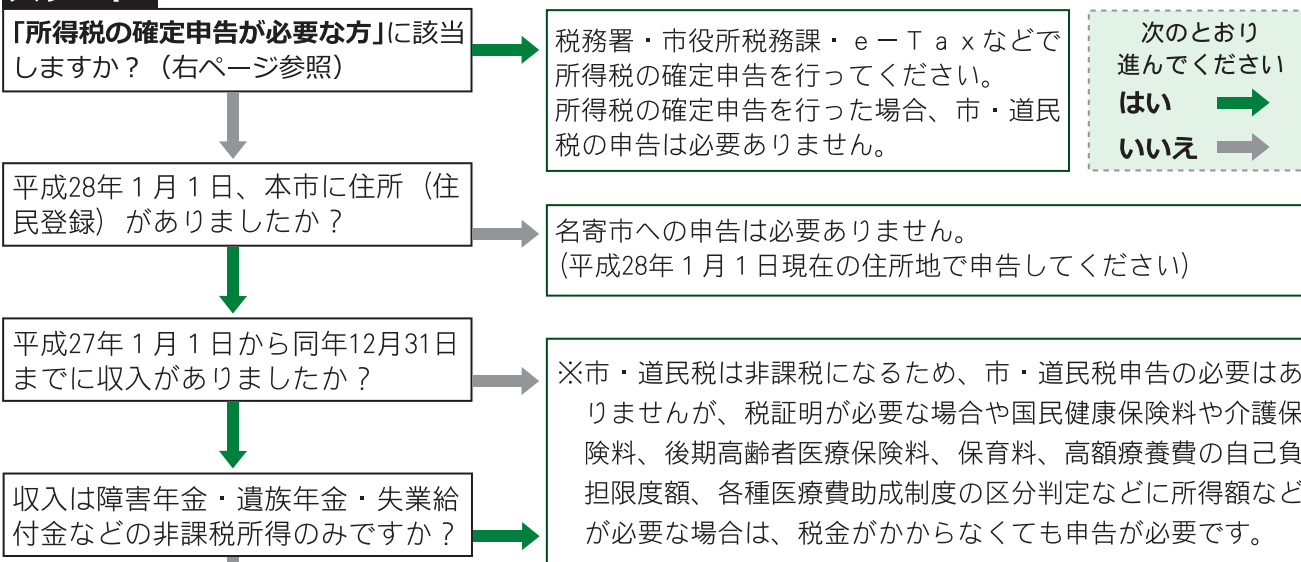
123

本人と扶養親族等の合計人数(※1)	65歳以上の方 (昭和26年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和26年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円
4人	129万円	249万円	129万円	222万円

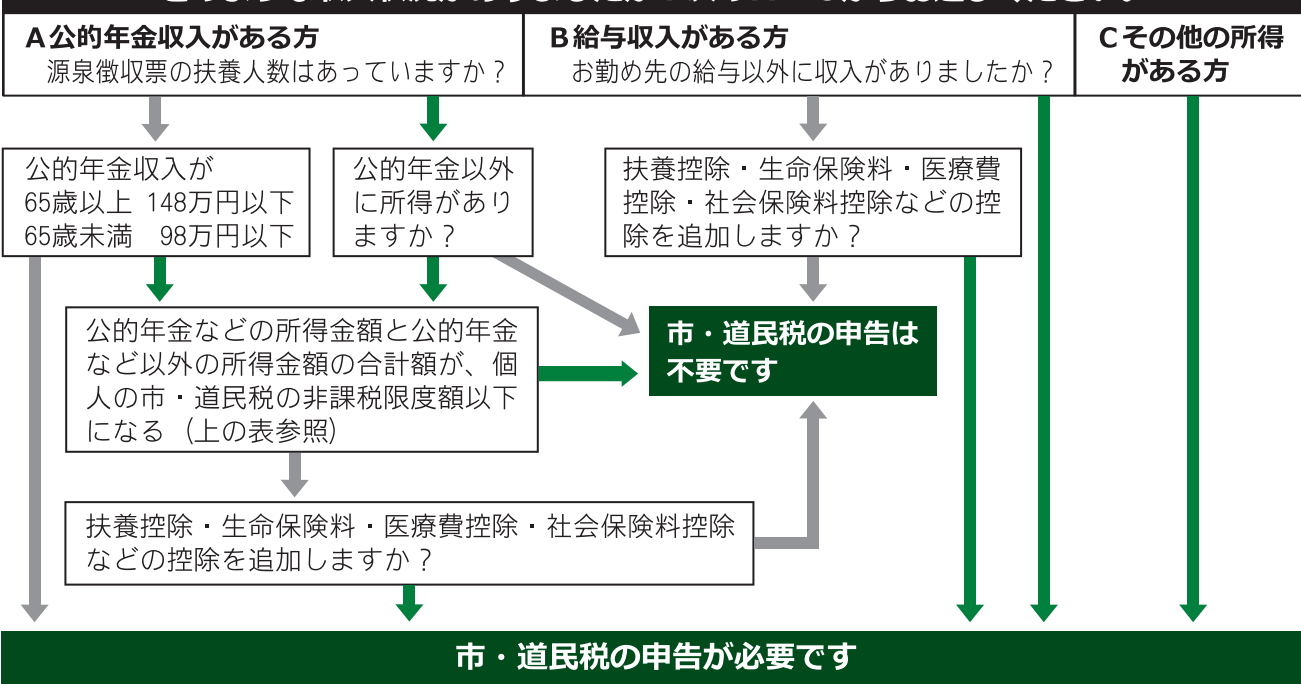
(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

市・道民税の申告フローチャート

スタート!



どのような収入状況がありましたか？ 次のA～Cからお選びください。



個人住民税の税制改正

**平成28年度から適用される
主な変更点**

■ふるさと納税に係る特別控除額
ふるさと納税の寄附金税額控除に
ついて、特別控除額の上限が拡充さ
れます。

また、平成27年分以後の所得税の
最高税率が引き上げられたことに伴
い、平成28年度以後の寄附金税額控
除（ふるさと納税）の特例控除額算定
方法が次のとおりに変わります。

	特別控除額の上限 特別控除額の算定方法
改正前	調整控除後の住民税所得割額の10% (寄附金額-2,000円) × [90% - 所得税の税率 (0~40%) × 1.021]
改正後	調整控除後の住民税所得割額の20% (寄附金額-2,000円) × [90% - 所得税の税率 (0~45%) × 1.021]



■住宅借入金等特別控除の適用期限
消費税率10パーセントへの引き上
げが平成29年4月に延長されたこと
に伴い、平成26年4月1日から適用
されている住宅借入金等特別控除の
居住開始日の適用が次のとおり延
長されます。

改正前	平成26年4月1日〜平成 29年12月31日
改正後	平成26年4月1日〜平成 31年6月30日

■公的年金からの仮特別徴収税額
年間の徴収税額の平準化を図るた
め、1回あたりの仮特別徴収税額を
前年度の公的年金等に係る所得割額
と均等割額の合算額（年税額）の6分
の1とします。

※転出や税額変更があつた場合でも
特別徴収は継続されます。

	仮徴収 (4月・6月・8月)	本徴収 (10月・12月・2月)
改正前	前年度2月の 徴収額と同額	年税額-仮徴収の総額 3
改正後	前年度分の年税額 6	年税額-仮徴収の総額 3

※1回あたりの徴収額。

※平成28年10月1日以降に実施する公的年金の特別
徴収から適用

所得税・住民税の控除

**対象者は認定書または確認書を
持参のうえ申告を**

次の対象者またはその対象者を扶
養している方は、所得税・住民税の
控除として一定金額を所得から差し
引くことができます。

■障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。

①65歳以上で要介護認定を受けてい
る方

②65歳以上で、6カ月以上寝たきり
で食事、排せつなどの日常生活に
支障がある方

■おむつ使用確認書
(医療費控除対象)

要介護認定を受け、次の3つの条
件全てに該当する場合で、おむつ使
用の必要性が確認される方に発行し
ます。

申請時には、前年のおむつ使用証
明書の写し、または、おむつ代の医
療費控除を受けるのが2年目以降で
あることが確認できる書類の写しが
必要になります。



- ①おむつ代の医療費控除を受けるの
が2年目以降の方
- ②おむつを使用した当該年に作成し

た主治医意見書がある方

③主治医意見書の内容で「寝たきり
の状態であること」および「尿失禁
の可能性があること」の2点が確
認できる方

■申請窓口

高齢介護課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)

■問い合わせ

高齢介護課(名寄庁舎2階)

☎01654③2111
(内線3234〜3236)

国民健康保険のお知らせ

医療費控除の前に
高額療養費の支給手続きを

確定申告で医療費控除を受ける場
合、1月から12月までの支払い分が
申告対象です。

12月診療分の高額療養費の支給手
続きは、2月下旬にご案内する予定
です。医療費控除で領収書を使用す
る際は、払い戻しの手続きが済んで
から確定申告をお願いします。

なお、ご案内が遅れる場合があります。
支給対象で案内が来ない場合
は、確定申告前にお問い合わせくだ
さい。

■問い合わせ

市民課国保高齢医療係
(名寄庁舎1階)

☎01654③2111
(内線3116)